

厚生労働省が定める手術に関する
施設基準に係る実績について
(令和6年1月～令和6年12月)

(1) 院内掲示をする手術件数

(医科点数表第2章第10部手術通則第5号及び第6号に掲げる手術)

- 区分3に分類される手術

		手術の件数
ア	上顎骨形成術等	10
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0
エ	母指化手術等	0
オ	内反足手術等	0
カ	食道切除再建術等	0
キ	同種死体腎移植術等	0